

令和元年8月28日

第93回 神戸市個人情報保護審議会

グループウェアシステムにおける  
個人情報の電子計算機処理について

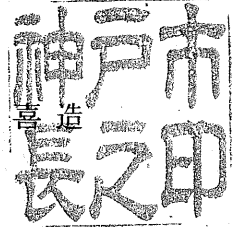
(企画調整局)

神企情第 2910 号

令和元年 8 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

- ・グループウェアシステムにおける個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

担当：企画調整局情報化戦略部

## 新たに個人情報を電子計算機処理することについて（第11条第1項）

	類 型	理 由
1	<p>（グループウェアシステムにおける個人情報の電子計算機処理）</p> <p>仮想サーバー上に構築するグループウェアシステムにおいて、データベース管理、照会・回答機能、チャット機能等により、複数の職員が電磁的記録を共有しながら個人情報の電子計算機処理を行う場合</p>	<p>グループウェアシステムは、事務処理用PCからの接続に対して、IDとパスワードによる認証により利用者を特定の上、属性に基づき各機能のアクセス制御を行うことができる。（Windows10においてはPC統合管理システムの認証機能と連携し、シングルサインオンが可能となる。）</p> <p>また、ログ収集機能によりアクセスログや操作ログを管理することができるなど、個人情報保護のための高度な機能を備えており、運用上においても情報化戦略部により適正に管理される。グループウェアシステムを使用する場合に限り、個人情報の電子計算機処理を行う際の手続きを簡素化することで、安全性を確保した上で事務処理の効率化を図ることができるため。</p> <p>なお、条例第2条第2号に規定する特定個人情報の取り扱いは、番号法第2条第11項で規定する個人番号関係事務の範囲内に限るものとする。</p> <p>また、条例第11条第2項第2号の規定に該当する場合は、従来どおり個人情報保護審議会に諮問するものとする。</p>

# グループウェアシステムにおける個人情報の電子計算機処理について

## 1. 趣旨・概要

少子高齢化等に伴う行政需要の増加と、人口減少に伴う税収減、並びに人材の確保で官民が競合する状況においても、市民サービスの質の維持・向上と神戸2020ビジョンを達成する必要があるため、そのためには、働き方改革を推進することで業務の生産性を上げて、捻出したマンパワーを新たな課題や重点課題に集中して充てることが求められている。

本市では、働き方改革の一環としてグループウェアシステムを導入している。グループウェアシステムとは、複数の人が効率よく作業するためのネットワーク環境を利用したソフトウェアで、情報共有の迅速化・効率化を目的としたものである。

当システムの導入によって、組織（所属）間や場所に捉われない情報共有をより一層図り、さらに職員ポータル、イントラ、スケジュールボードといったバラバラにあったツールを統合することにより利便性を高めるとともに、これまで電子メールや庁内メール（紙資料）等で行っていた照会・回答事務、デスク上に付箋で残している伝言メモ等についてグループウェアを用いて行うことで、業務効率化およびペーパーレス化を促進する。

これらにより業務の生産性を向上させ、市民のための施策にマンパワーを充てることができると考える。

### 【グループウェアトップページ】



赤枠で囲っている機能で主に個人情報を入力する。詳細は以下のとおり。

## <①スケジュール>

スケジュール

2019年08月20日(火) ~ 2019年08月26日(月)

組織1日 組織週間 個人1日 個人週間 個人月間

全46件

組織選択 情報化戦略部

氏名	20(火)	21(水)	22(木)	23(金)
〇〇区△△氏訪問	10:00 - 11:00			16:00 - 16:30

〇〇区△△氏訪問

開始日時 : 2019年08月20日(火) 10:00  
 終了日時 : 2019年08月20日(火) 11:00  
 場所 : ミーティングテーブルA  
 内容 : 〇〇の件について

予定の詳細 | 複写して追加 | 議事録の作成 | 削除

〇〇区△△氏訪問

09:00 - 10:00

休憩

スケジュールの項目、詳細内容は公開範囲が選択できる。(秘匿にする必要がある場合は、自分以外を非公開にしておけば、その時間に予定があることのみが他の人には分かるが、内容はわからない。)

## <②伝言・所在>

伝言・所在 > 自分が作成した伝言一覧 > 伝言の詳細

伝言の変更 | 削除

登録先 : 神戸 花子 (確認済み)  
 依頼主 : 〇〇商會 田中 様  
 用途 : 折り返し電話をください  
 内容 :  
 連絡先 : 090-xxxxx-xxxxx  
 記入者 : 三宮 太郎 2019年07月18日(木) 10:06

伝言の変更 | 削除

電話メモの要領で、電話がかかってきた相手の会社、氏名、電話番号などを入力する。伝言の送信先に登録された者(左記の登録者)及び記入者のみ閲覧できるよう制限できる。

## <③ワークフロー>

ワークフロー > 申請の詳細

復写して作成

返信・レポート 印刷

申請組織 : 情報化戦略部  
 申請者 :  
 申請日時 : 2019年07月19日(金) 16:14  
 決裁状況 : 完了

承認1  
 承認  
 三宮 太郎  
 (07/19)

児童手当の現況確認について (テスト)

児童手当の現況届について、別添のとおり回答してほしいか伺います。  
[【神戸太郎】児童手当現況届.docx \(13KB\)](#)

決裁履歴	決裁	氏名	日時	コメント
申請	神戸 花子	07/19 16:14		
承認	三宮 太郎	07/19 17:20		

簡易決裁に使用すると共に、個人宛に来た照会に対し、本人→所属長→照会元という流れでの回答が可能。閲覧先も必要に応じて限定できるよう制限できる。

#### <④アンケート>

アンケート > アンケートの詳細

← 復写して作成 | 完了

締切日: 2019年09月20日(金) [【締切日の変更】](#)

### 健康保険被扶養者の状況確認

各位  
別添の被扶養者状況リストをご確認いただき、該当被扶養者が現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているかご確認をお願いいたします。  
変更の有無は下のチェック欄にご記入ください。

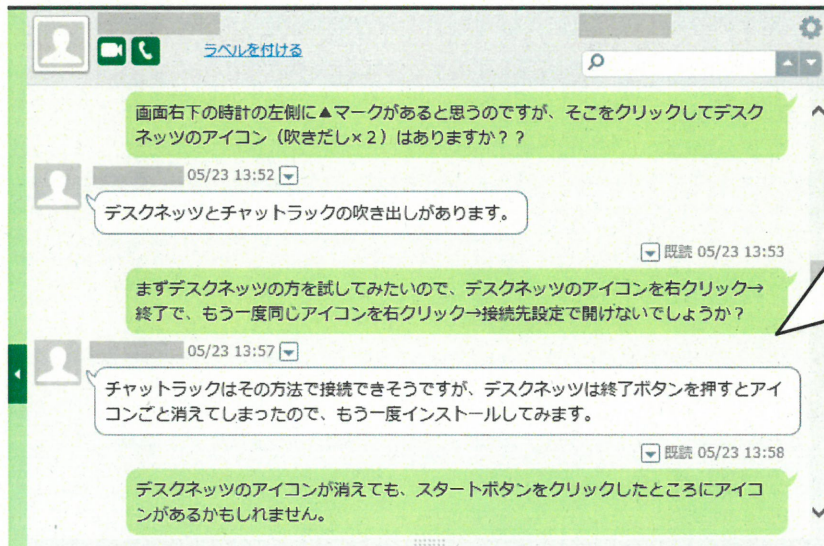
確認の結果、被扶養者状況リストに変更がある場合は必要事項を記入し本アンケートの回答に添付してください。扶養から外れる被扶養者の方については、被扶養者調査兼異動届をご提出ください。

※ 被扶養者リスト【情報化戦略部 三宮 太郎様】.xlsx 12 KB

リストに変更なし  
 リストに変更あり

職員に対して照会を行う際に、本人および家族の氏名、住所、電話番号等の個人情報を収集する場合があります。送信先および閲覧者は限定できるよう制限できる。

#### <⑤チャット>



LINEのようなイメージで、メッセージのやり取りが可能。1:1の会話やグループ会話も行える。情報共有や連絡のため、業務上必要な個人情報（市民や事業者の氏名、住所、電話番号など）を扱う場合がある。

#### <⑥Web会議>



音声と映像により、業務上の会議を遠隔地同士で行うことができ、資料共有等も可能である。（ただし、共有資料の保存はされず、また録画機能は使用できない設定による制限している。）

## 2. 導入時期

平成30年 8月 システム構築開始

令和元年 5月10日 全庁運用開始

※現状においては、グループウェア上での個人情報の取扱いは禁止している。

令和元年 9月 個人情報保護審査会の答申後速やかにグループウェア上での個人情報の取扱を開始。

## 3. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下の通り厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

ア サーバ仮想化基盤を使用する。

イ 情報系ネットワーク（イントラネット）にのみ接続し、ネットワーク装置により、不正な通信が侵入しないようアクセス制御を行う。

ウ ウィルス対策は、サーバ仮想化基盤にて提供されるセキュリティソフトを使用する。

エ ログ収集機能により、アクセスログ、操作ログを一元的に管理する。

オ Windows7 端末においてはIDとパスワードによる認証により利用者を特定し、またWindows10 端末においてはPC統合管理システムの認証機能と連携し、事務処理用PCからの接続に対して、端末・利用者を特定の上、属性に基づき機能毎に適切なアクセス制御を行う。

カ 運用・保守は、庁内に設置した管理端末、または保守事業者の拠点から専用線により接続された管理端末に限定し、保守機能への接続に際しては、ID・パスワードに加えて、保守作業者に事前配布するUSBトークンを用いた二要素認証を行う。

### (2) 運用上の保護

ア 個人情報を取り扱う際は、当該機能にアクセス権限を設定し、必要な職員のみ閲覧できるようにする。

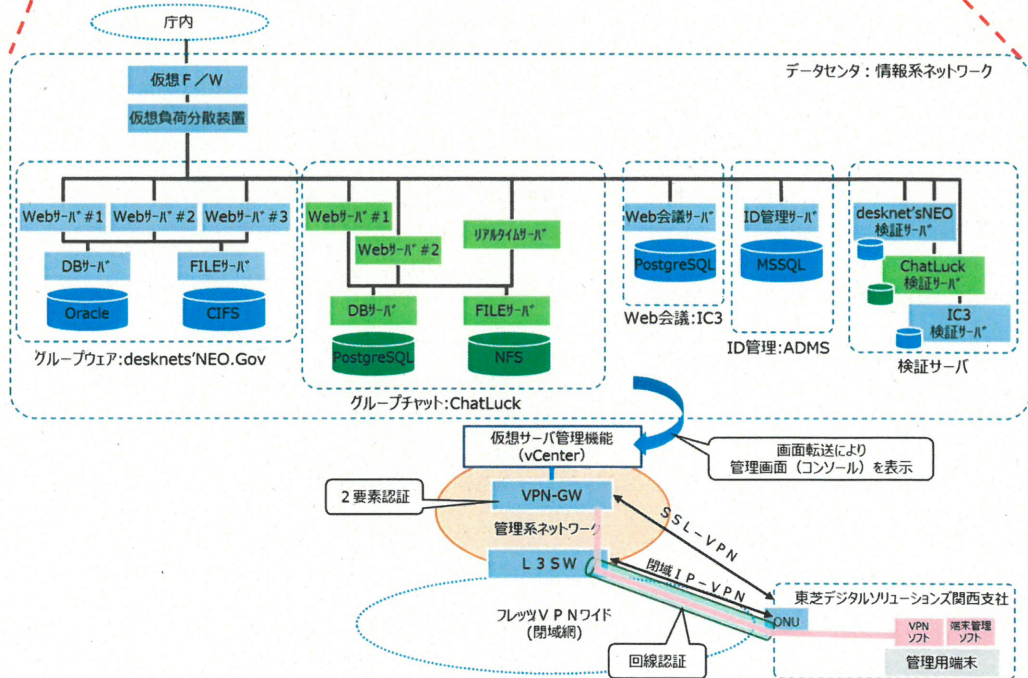
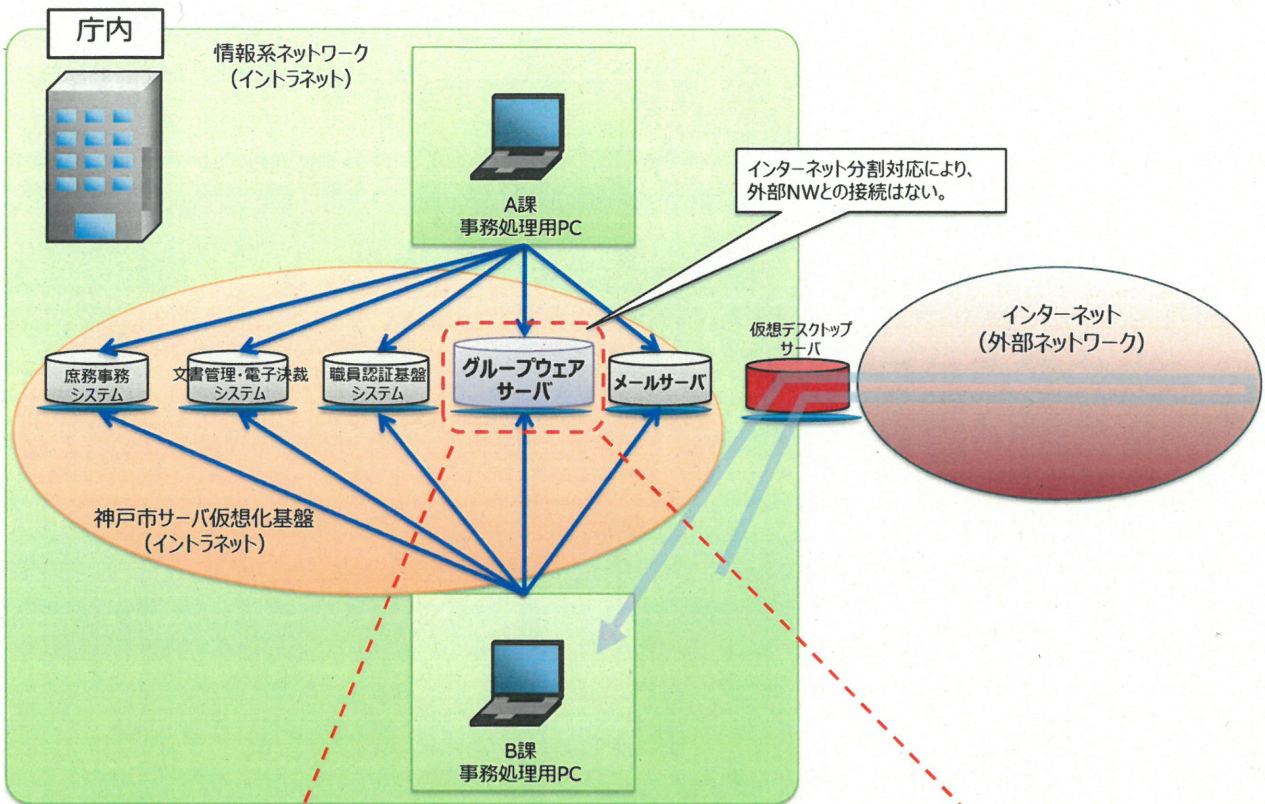
イ 月次でアクセスログや操作ログの分析を行い、不正なアクセスを監視する。

ウ 年次でアクセス権限の棚卸を行い、不要な権限が残存しないようにする。

エ 運用・保守用のID、USBトークンは、申請書に基づいて払い出しを行い、管理簿で適切に記録する。

オ 運用・保守用のパスワードは定期的に変更する。

## 5. システム構成図



## 6. 参考資料

- 別表：今回の類型諮問の位置付けについて



今回の類型質問の位置づけについて

別表

		分類①	分類②	分類③	分類④ (情報系システム)	分類⑤ (スタンドアロンシステム)	分類⑥ (基幹システム)
システム構成	操作端末	事務処理用PC	事務処理用PC	事務処理用PC	事務処理用PC	専用サーバ (仮想サーバを含む)	専用PC
	個人情報保管場所	同上	ファイルサーバ	仮想デスクトップ	専用サーバ (仮想サーバを含む)	同上	専用サーバ (仮想サーバを含む)
主なセキュリティ対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務処理用PC</li> <li>・職員証による起動認証</li> <li>・外部記録媒体の利用制限</li> <li>・操作ログの保管</li> <li>・ウイルス対策、セキュリティパッチ適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務処理用PC</li> <li>・同左</li> <li>②ファイルサーバ</li> <li>・端末、利用者特定したアクセス制限</li> <li>・アクセスログ、ファイル操作ログの保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務処理用PC</li> <li>・同左</li> <li>②仮想デスクトップ</li> <li>・端末、利用者特定したアクセス制限</li> <li>・操作ログの保管</li> <li>・ウイルス対策、セキュリティパッチ適用</li> <li>・印刷、データダウンロード等の制限 (原則として画面転送のみを許可)</li> <li>・インターネット接続からの分離</li> </ul>	各システムで対策を実施	各システムで対策を実施	各システムで対策を実施
電子計算機処理の形態	ソフトウェアの種類	①市販ソフトウェア (当該ソフトウェア上のプログラム開発を含む)	①市販ソフトウェア (当該ソフトウェア上のプログラム開発を含む)	①市販ソフトウェア (当該ソフトウェア上のプログラム開発を含む)	①市販ソフトウェア (当該ソフトウェア上のプログラム開発を含む)	①市販ソフトウェア (当該ソフトウェア上のプログラム開発を含む)	①市販ソフトウェア (当該ソフトウェア上のプログラム開発を含む)
	電磁的記録の共有有無	なし (単独利用)	あり (複数の職員で利用)	あり (複数の職員で利用)	あり (複数の職員で利用)	あり (複数の職員で利用)	あり (複数の職員で利用)
個人情報取扱範囲	個人情報	○ (類型質問)	○ (類型質問)	○ (類型質問)	○ (類型質問)	△ (個別質問)	△ (個別質問)
	センシティブ情報	△ (個別質問)	△ (個別質問)	△ (個別質問)	△ (個別質問)	△ (個別質問)	△ (個別質問)
	特定個人情報 (個人番号関係事務)	○ (類型質問)	○ (類型質問)	○ (類型質問)	○ (類型質問)	△ (個別質問)	△ (個別質問)
具体的なシステム例・主な利用用途	特定個人情報 (個人番号利用事務)	× (取扱不可)	× (取扱不可)	× (取扱不可)	× (取扱不可)	△ (個別質問)	△ (個別質問)
	具体的なシステム例・主な利用用途	-	事務処理用PC上の市販ソフトウェア等のファイルの移行先として想定	専用PC上のスタンドアロンシステムの移行先として想定	グループウェアシステム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所情報提供システム</li> <li>・プラント管理システム</li> <li>・車両工場部品管理システム 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課務システム</li> <li>・住民記録システム</li> <li>・国民健康保険システム 等</li> </ul>
備考	答申第203号 (平成20年12月10日)「PC統合管理システム登録パーソナルコンピュータでの事務処理用ソフトウェアの使用について」	-	答申第601号 (平成28年12月6日)「サーバ仮想化基盤上に構築する仮想デスクトップにおける個人情報」の電子計算機処理について」	今回質問	-	-	-

神行総第 1535 号  
令和元年 8 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

- ・グループウェアシステム上での照会業務における個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

担当：行財政局総務事務センター

グループウェアシステム上での照会業務における個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

◎は条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当するもの

【個人情報収集項目】

< 社会保険関連手続き >

- ・ 職員の個人番号
- ・ 職員が個人番号を提供できない理由 (提供できない場合のみ)
- ・ 職員氏名 (漢字)
- ・ 職員氏名 (カナ)
- ・ 職員の性別
- ・ 職員の生年月日
- ・ 職員の被保険者証の記号・番号
- ・ 職員の扶養人数
- ・ 被扶養者の個人番号
- ・ 被扶養者が個人番号を提供できない理由 (提供できない場合のみ)
- ・ 被扶養者氏名 (漢字)
- ・ 被扶養者氏名 (カナ)
- ・ 被扶養者の性別
- ・ 被扶養者の生年月日
- ・ 被扶養者の被保険者証の記号・番号
- ・ 被扶養者の資格再確認結果 (「変更なし」「海外に在住」「削除となる」)

< 神戸市職員及び被扶養者の個人番号収集 >

- ・ 個人番号
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 性別
- ・ 有効期限
- ・ 本籍
- ・ 通称
- ・ 筆頭者
- ・ 前住所
- ・ 住定年月日
- ・ 外国人住定年月日

- ・続柄
- ・国籍、地域
- ・住民基本台帳法第 30 条の 45 区分
- ・在留資格
- ・在留期間等
- ・在留カード等の番号
- ・在留期間の満了日

<神戸市職員の通勤手当の実態調査>

福祉乗車証を利用している旨の届出があった場合のみ

◎福祉乗車証の情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・神戸市発行番号
- ・管理番号
- ・有効期限

<神戸市職員の年末調整>

障害者控除に該当する旨の届出があった場合のみ

◎障害者控除に該当する根拠資料

(障害者手帳または障害者控除対象者認定書)

- ・住所 (本人・保護者)
- ・氏名 (本人・保護者)
- ・生年月日 (本人)

◎障害種別

◎等級

◎障害名

- ・交付日
- ・手帳番号
- ・有効期限
- ・保護者との続柄
- ・申請者

## グループウェアシステム上での照会業務における個人情報の電子計算機処理について

### 1. 趣旨・概要

これまで職員の給与や社会保険に関係する届出のうち挙証資料が必要なものは、紙媒体にて、庁内通送や持参方式により、該当職員または該当職員の所属と、総務事務センターの間で授受をしてきた。

しかしながら、(1)市役所本庁舎2号館・3号館の解体・建替に伴い、多くの部署が三宮周辺とはいえ、別々の建物に移転し分散すること、(2)総務事務センター自体も本庁舎外の民間ビルへの移転となることから、庁内通送の巡回先が増加し、誤配・紛失のリスクが高まることが懸念される。

他方、業務改革の一環として(3)ペーパーレス化を推進することに伴い、上記届出についてもシステム化を行う方針であり、挙証資料の電子化（スキャナーでPDF化した挙証資料を提出してもらう等）も検討しているところである。

これらの状況を踏まえて、現行の紙媒体を授受する方法を改め、セキュリティの確保されたグループウェアを活用して添付ファイル等にて送受信することにより、遅滞なく、かつ正確な事務処理を図ろうとするものである。

### 2. 取り扱う事務

#### (1) 社会保険関連手続き

利用目的と必要性：全国健康保険協会に、職員及び被扶養者の個人番号情報と被扶養者の健康保険資格状況の情報を提供するため、把握する必要がある。

##### 【職員及び被扶養者の個人番号調査】

全国健康保険協会より、被扶養者の被保険者証の記号・番号と個人番号を結びつけるため、個人番号の提供依頼がある。記号・番号と個人番号を結びつけることで、高額療養費等の添付書類が省略可能となる。（協会の照会根拠法令：行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第14条、健康保険法第197条第1項及び第2項）

##### 【被扶養者の健康保険資格再確認】

全国健康保険協会より、保険料負担の抑制のため、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、被扶養者の資格状況再確認の依頼がある。（協会の照会根拠法令：健康保険法施行規則第50条）

#### (2) 神戸市職員及び被扶養者の個人番号収集

利用目的と必要性：神戸市職員及び被扶養者の個人番号の収集。法定調書及び給与支払報告書を行政機関に提出する際、個人番号を付番する必要があるため。（行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第14条）

### (3) 福祉乗車証・割引定期(障害に伴う)の有無

利用目的と必要性：神戸市職員の通勤手当の実態調査。福祉乗車証・割引定期を使用し運賃を負担していない場合は届出が必要であり、福祉乗車証・割引定期を使用している区間の通勤手当は支給できないため、実態を把握する必要がある。

(通勤手当に関する規則第14条)

### (4) 障害者控除適用の有無

利用目的と必要性：神戸市職員の年末調整における扶養控除等申告書での障害者控除申告有無確認。申告により、職員・同一生計配偶者又は扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、障害者控除を受けることができる。また、障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用される。

(所得税法第194条)

## 3. 利用する機能

### (1) アンケート機能

各所属に該当職員があれば手続をするよう広く呼びかけ、該当職員だけがアンケートの返信機能でデータ化された挙証資料を送信してもらう（送信先は総務事務センターに限定されている）。

### (2) ワークフロー機能

簡易決裁的な機能を有する「ワークフロー」で該当職員から総務事務センターを承認者としてデータ化された挙証資料を送信してもらう。

## 4. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下の通り厳格に対処する。

### (1) システム上の保護

サーバ仮想化基盤上に導入されたグループウェアシステムを使用する。

### (2) 運用上の保護

ア アンケート機能では、回答はアンケート作成元のみ自動的に送信されるため、誤送信のリスクはない。また、アンケート作成元（総務事務センター）において、回答を非公開にすることで、作成者のみの回答閲覧に制限し、他の職員に閲覧されることがない運用を行う。

イ ワークフロー機能では、本案件に係る利用において送信者と承認者のみが閲覧できるようアクセス権の設定を施すため、他の職員からは閲覧されることはない。

ウ 個人情報を取り扱う職員を限定する。

エ 入手した個人番号等については利用終了後、すみやかにグループウェア上のデータ破棄を行い、必要最低限の電子計算機処理となるよう徹底する。